

令和2年度九州域内誘客促進事業業務委託仕様書

1 件名

令和2年度九州域内誘客促進事業業務委託

2 委託の趣旨（目的）

コロナ禍においては、マイクロツーリズムと呼ばれる近場観光の需要が高まっている。については、国の「Go Toトラベル」とあわせて、九州域内からの誘客対策として、九州域内の旅行会社や旅行代理店等の店頭キャンペーンや販売促進イベント等を通して大分県の魅力（温泉、食、自然等）を訴求する情報発信を行うことで、九州居住者におんせん県おおいたを旅行先として選んでいただくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

ただし、キャンペーン等の実施期間は令和3年2月28日（予定）までとする。

4 業務内容

- （1）九州域内の家族、小グループ旅行を意識した大分キャンペーンの運営及び展開
- （2）九州域内から大分県への誘客を促す旅行会社店頭を有効活用した販売促進の実施
- （3）効果的な手法によるキャンペーンの周知
- （4）受託者が保有する顧客への情報発信
- （5）参加者向けの特典の付与（大分県の助成を活用して実施していることを明記し、参加者への特典原資は、委託額の60%以上を確保すること）
- （6）店頭イベントやWEBページ等を活用した、大分県が実施している宿泊施設感染症対策のPR

企画提案書には、キャンペーンの内容や、効果的な宣伝方法等を記載すること。イベントのイメージやコンセプト、それを実現するための方法についても記載すること。

5 企画提案にあたっての注意点

（1）大分ならではの企画

コロナ禍の中で、生活、文化、地域を改めて見直す動きが起こり始めている。今回提案される企画案に接することで、改めて「大分の素敵を知る旅、感じる旅」に人々をいざなうことができるように、大分の魅力を良く理解した、大分ならではの提案であること。

（2）期間内での完売に向けた取組

提案者が考える、より高い効果の期待できる仕掛けや工夫があれば、積極的に提案すること。

（3）キャッチコピー等について

情報発信を行うにあたり、人々の印象に残るようなキャッチコピー等を作成し、効果的に使用すること。

（4）感染症対策の周知

コロナ禍においては、観光を行う前提として感染症対策が講じられていることが必要となる。キャンペーンに際しては、大分県内で感染症対策が適切に講じられているということも含めて効果的に周知すること。

6 成果指標等設定および効果検証の実施

(1) 成果指標等設定

本業務委託の目的を達成するうえで、以下の成果指標項目に係る目標値を具体的に設定し、提案すること。

●K P I

(例) キャンペーンを利用した大分県への宿泊客数、大分県での観光消費額 等

(2) 効果検証の実施

成果指標等の達成状況をはかる上で必要な効果検証を行い、分析結果を報告すること。

企画提案書には、効果的な調査方法（調査スケジュール、調査内容等）を記載すること。

7 スケジュール

- ・ 12月25日（金） 12時まで 提案書・審査資料提出期限
- ・ 12月28日（月） プレゼンテーション（予定）
- ・ 1月 5日（火） 審査結果通知（予定）

8 成果物の著作権等

- (1) 本業務により制作した調査データ等については、業務終了後、速やかにデータ及び紙等でツーリズムおおいたに納品すること。ただし、ツーリズムおおいたが事前に内容等を確認する必要がある場合は、確認時期を双方協議のうえ、定める。
- (2) 本業務により得られた成果物の著作権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属する。ただし、ツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。

9 実施体制

- (1) 企画、打ち合わせや内容変更、新型コロナウイルスによる移動制限が再び生じた場合などに十分かつ迅速に対応できるような体制を整えること。（可能な限り大分県内に連絡箇所を設けること）
- (2) 専任の担当者を配置し、ツーリズムおおいたとの打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な対応ができる連絡体制をとるとともに、ツーリズムおおいたから派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- (3) 企画提案等の内容について、ツーリズムおおいたと委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。
- (4) 受託者の本社所在地が大分県外である場合、委託業務を実施するにあたっては、大分県内に本社または支社を有する企業を活用すること。

10 その他の条件

- (1) パートナー企業として、ツーリズムおおいたに対しキャンペーンを提案するとともに、大分県の認知度・好感度を高め、大分県の魅力（ブランド力）の向上と定着、さらには大分県への誘客につなげることを目的とした効果的・効率的なPR手法をツーリズムおおいたと一体となって検討・協議のうえ、決定した広報内容を確実に実施すること。
- (2) 契約締結後、本業務の執行計画を明確かつ詳細に作成・提示すること。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大状況や国の「Go Toトラベル」の実施状況によっては、事業自体を中止することもあり得る。